

(国保)

法令 関係	国民健康保険法 立法府および行政庁	大項目 小項目	保険者の解散 解散	
改正時期	時期		条文	備考
現行		第32条  その2	組合は、次の各号に掲げる理由により解散する。 1. 組合会の議決 2. 規約で定めた解散理由の発生 3. 第109条第4項の規程による解散命令 4. 合併  組合は、前項第1号又は第2号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。	
制定当初		第34条	組合分割、合併又ハ解散ヲ為サントスルトキハ組合会ニ於テ之ヲ議決シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ	
第3次改正		第34条	組合分割、合併又ハ解散ヲ為サントスルトキハ組合会ニ於テ之ヲ議決シ関係市町村ノ議決ヲ終タル上都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ但シ特別国民健康保険組合ニ在リテハ関係市町村ノ議会ノ議決ヲ終ルコトヲ要セス	

(健保組合)

法令 関係	健康保険法施行令 立法院及び行政庁	大項目 小項目	組織および財政の運営・管理 組合会	
改正時期	時期		条文	備考
現行		第19条 その2	組合ニ組合会ヲ置ク 組合会ハ議長及議員ヲ以テ之ヲ組織ス	
制定当初	大正15年～昭和19年	第19条 その2	組合ニ組合会ヲ置ク 組合会ハ議長及議員ヲ以テ之ヲ組織ス	
第8次改正～	昭和19年～	第19条 その2	組合ニ組合会ヲ置ク 組合会ハ議長及議員ヲ以テ之ヲ組織ス	

(健保組合)

法令	健康保険法施行令	大項目	組織および財政の運営・管理	
関係	立法府及び行政庁	小項目	議員の選出	
改正時期	時期		条文	備考
現行		第20条	議員ノ定数ハ偶数トシ其ノ半数ハ事業主ニ於テ事業主(若ハ其ノ代理人)及其ノ事業所ニ使用セラルル者ニ就キ之ヲ選定シ他ノ半数ハ被保険者タル組合員ニ於テ之ヲ互選ス	
制定当初	大正15年～昭和19年	第20条	議員ノ定数ハ二十人以上ノ偶数トシ其ノ半数ハ事業主ニ於テ事業主(若ハ其ノ代理人)及其ノ事業所ニ使用セラルル者ニ就キ之ヲ選定シ他ノ半数ハ被保険者タル組合員ニ於テ之ヲ互選ス	
第8次改正	昭和19年～昭和22年	第20条	削除	
第9次改正～	昭和22年～	第20条	議員ノ定数ハ偶数トシ其ノ半数ハ事業主ニ於テ事業主(若ハ其ノ代理人)及其ノ事業所ニ使用セラルル者ニ就キ之ヲ選定シ他ノ半数ハ被保険者タル組合員ニ於テ之ヲ互選ス	

(健保組合)

法令 関係	健康保険法施行令 立法府及び行政庁	大項目 小項目	組織および財政の運営・管理 組合会の議決事項	
改正時期	時期		条文	備考
現行		第25条	組合会ノ議決スベキ事項ハ左ノ如シ 1. 収入支出ノ予算 2. 事業報告及決算 3. 収入支出予算ヲ以テ定ムルモノノ外新ナル義務ノ負担又ハ 権利ノ放棄 4. 準備金ノ管理方法 5. 準備金其ノ他重要ナル財産ノ処分 6. 組合債 7. 規約ノ変更 8. 保険料率 9. 不服申立並ニ訴訟ノ提起及和解 10. 其ノ他重要ナル事項	
制定当初	大正15年～昭和37年	第25条	組合会ノ議決スベキ事項ハ左ノ如シ 1. 収入支出ノ予算 2. 事業報告及決算 3. 収入支出予算ヲ以テ定ムルモノノ外新ナル義務ノ負担又ハ 権利ノ放棄 4. 準備金ノ管理方法 5. 準備金其ノ他重要ナル財産ノ処分 6. 組合債 7. 規約ノ変更 8. 保険料率 9. 訴訟訴訟ノ提起及和解 10. 其ノ他重要ナル事項	
第42次改正～	昭和37年～	第25条	組合会ノ議決スベキ事項ハ左ノ如シ 1. 収入支出ノ予算 2. 事業報告及決算 3. 収入支出予算ヲ以テ定ムルモノノ外新ナル義務ノ負担又ハ 権利ノ放棄 4. 準備金ノ管理方法 5. 準備金其ノ他重要ナル財産ノ処分 6. 組合債 7. 規約ノ変更 8. 保険料率 9. 不服申立並ニ訴訟ノ提起及和解 10. 其ノ他重要ナル事項	行政不服審査法施行に伴う改正

(政管健保)

法令	健康保険法	大項目	組織および財政の運営・管理	
関係	立法府及び行政庁	小項目	政府管掌健康保険	
改正時期	時期		条文	備考
現行		第24条 その2 その3	政府ハ健康保険組合ニ非ザル被保険者ノ保険ヲ管掌スル 前項ノ規程ニ依リ政府ノ管掌スル健康保険ノ保険者ノ事務ハ 社会保険庁長官之ヲ行フ 前項ノ事務ノ一部端ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ヲ シテ之ヲ行ハシムルコトヲ得	
制定当初	大正11年～昭和28年	第24条	政府ハ健康保険組合ニ非ザル被保険者ノ保険ヲ管掌スル	政府は健康保険組合の組合員以外の被保険者の 保険を管掌することとされた
第23次改正	昭和28年～昭和37年	第24条 その2	政府ハ健康保険組合ニ非ザル被保険者ノ保険ヲ管掌スル 前項ノ事務ノ一部端ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ヲ シテ之ヲ行ハシムルコトヲ得	地方自治法の改正により国の事務を都道府県 知事に委任するときは法律または法律にもと づく政令の規定によることとされた
第40次改正～	昭和37年～	第24条 その2 その3	政府ハ健康保険組合ニ非ザル被保険者ノ保険ヲ管掌スル 前項ノ規程ニ依リ政府ノ管掌スル健康保険ノ保険者ノ事務ハ 社会保険庁長官之ヲ行フ 前項ノ事務ノ一部端ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ヲ シテ之ヲ行ハシムルコトヲ得	現業部門を担当する社会保険庁の発足に伴い 政府の管掌する健康保険の保険者の事務を社 会保険庁長官が行うこととした

(国保)

法令	国民健康保険法	大項目	組織および財政の運営・管理	
関係	立法府及び行政庁	小項目	組合会	
改正時期	時期		条文	備考
現行		第26条 その2 その3 その4	組合に組合会をおく 組合会は、組合会議員をもつて組織するものとし、組合会議員の定数は、組合員の総数の20分の1を下らない範囲内において、規約で定める。ただし、組合員の総数が600人を超える組合にあつては、30人以上であることをもつて足りる。 組合会議員は、規約の定めるところにより、組合員が、組合員のうちから選挙する。 組合会議員の任期は、3年をこえない範囲内において、規約で定める。	国民健康保険組合における組合会の規程
制定当初	昭和13年～昭和23年	第25条	組合ニ組合会ヲ置く 組合会ハ組合会議長及組合会議員ヲ以テ之ヲ組織ス組合会議長ハ理事長ヲ以テ之ニ充ツ理事長故障アル時ハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ行フ 組合会議員ハ組合会ニ於テ之ヲ互選ス	
第3次改正	昭和23年～昭和33年	第25条	組合ニ組合会ヲ置く 組合会ハ組合会議長及組合会議員ヲ以テ之ヲ組織スル 組合会議長ハ組合会議員ニ於テ、組合会議員ハ組合会ニ於テ之ヲ互選ス 組合会議員ノ定数ハ左の基準ニ依リ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ 1. 組合員二千未満ノ組合 二十二人 2. 組合員二千以上五千未満ノ組合 二十六人 3. 組合員五千以上一万未満ノ組合 三十二人 4. 組合員一万以上二万未満ノ組合 三十六人 5. 組合員二万以上五万未満ノ組合 四十人 6. 組合員五万以上十五万未満ノ組合 四十六人 7. 組合員十五万以上二十万未満ノ組合 五十二人 8. 組合員二十万以上三十万未満ノ組合 五十四人 9. 組合員三十万以上ノ組合 五十八人	普通国民健康保険組合および特別国民健康保険組合における組合会の規程

(国保)

法令	国民健康保険法	大項目	組織および財政の運営・管理	
関係	立法府及び行政庁	小項目	組合会の議決事項	
改正時期	時期		条文	備考
現行		第27条 その2 その3 その4	次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。 1. 規約の変更 2. 借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法 3. 収入支出の予算 4. 決算 5. 予算をもつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約 6. 準備金その他重要な財産の処分 7. 訴訟の提起及び和解 8. 前各号に掲げる事項のほか、規約で組合会の議決を経なければならないものと定めた事項 その2 前項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項（同項第1号及び第2号に掲げる事項のうち、厚生省令で定めるものを除く。）の議決は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。 その3 第17条第3項の規定は、組合の地区の拡張に係る規約の変更に関する前項の認可について準用する。 その4 組合は、第11項第1号に掲げる事項及び第2項に規定する厚生省令で定める事項の議決をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	国保組合における組合会の議決事項
制定当初	昭和11年～昭和23年	第26条	組合会ノ議決スベキ事項左ノゴトシ 1. 収入支出ノ予算 2. 事業報告及び決算 3. 収入支出ノ予算ヲ以テ定ムルモノノ外新ナル義務ノ負担又ハ権利ノ放棄 4. 準備金其ノ他重要ナル財産ノ処分 5. 組合債 6. 規約ノ変更 7. 其ノ他重要ナル事項 前項第1号及び第4号及至第6号ニ掲グル事項ノ決議ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ	
第3次改正	昭和23年～昭和33年	第26条	組合会ノ議決スベキ事項左ノゴトシ 1. 収入支出ノ予算 2. 事業報告及び決算 3. 収入支出ノ予算ヲ以テ定ムルモノノ外新ナル義務ノ負担又ハ権利ノ放棄 4. 準備金其ノ他重要ナル財産ノ処分 5. 組合債 6. 規約ノ変更 7. 其ノ他重要ナル事項 前項第1号及び第4号及至第6号ニ掲グル事項ノ決議ハ関係市町村長ヲ經由シテ都道府県知事ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ但シ特別国民健康保険組合ニ在リテハ関係市町村長ヲ經由スルコトヲ要セス	普通国民健康保険組合および特別国民健康保険組合の規程

(国保)

法令 関係	国民健康保険法 立法府及び行政庁	大項目 小項目	組織および財政の運営・管理 国民健康保険運営協議会	
改正時期	時期		条文	備考
現行		第11条 その2	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。	
制定当初			条文無し	
第3次改正	昭和23年～昭和31年	第8条の19	国民健康保険事業ノ運営ニ関スル事項ヲ審議スル為ニ国民健康保険ヲ行フ市町村ニ国民健康保険運営協議会（以下協議会ト称ス）ヲ置ク 協議会ノ委員ハ被保険者ヲ代表スル者、医師、歯科医師ヲ代表スル者並ニ公益ヲ代表スル者ニ就キ議會ノ議決ヲ經テ市町村長5人以上ヲ委嘱ス	市町村公営の国保への転換に伴う国民健康保険運営協議会の設置
第5次改正	昭和31年～昭和33年	第8条の19	国民健康保険事業ノ運営ニ関スル事項ヲ審議スル為ニ国民健康保険ヲ行フ市町村ニ国民健康保険運営協議会（以下協議会ト称ス）ヲ置ク 協議会ノ委員ハ被保険者ヲ代表スル者、医師、歯科医師又ハ薬剤師ヲ代表スル者並ニ公益ヲ代表スル者ニ就キ議會ノ議決ヲ經テ市町村長5人以上ヲ委嘱ス	医療提供者側の委員に薬剤師を追加

(健保組合)

法令	健康保険法	大項目	行政による一般監督	
関係	立法府および行政庁	小項目		
改正時期	時期		条文	備考
現行		第37条	厚生大臣ハ健康保険組合ニ対シ事實ニ關スル報告ヲ為サシメ、事業及財産ノ状況ヲ検査シ、規約ノ変更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得。	
制定当初	大正11年～昭和23年	第37条	主務大臣ハ健康保険組合ニ対シ事實ニ關スル報告ヲ為サシメ、事業及財産ノ状況ヲ検査シ、規約ノ変更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得。	
第11次改正～	昭和23年～	第37条	厚生大臣ハ健康保険組合ニ対シ事實ニ關スル報告ヲ為サシメ、事業及財産ノ状況ヲ検査シ、規約ノ変更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得。	「主務大臣」→「厚生大臣」

(健保組合)

法令 関係	健康保険法 立法府および行政庁	大項目 小項目	行政による一般監督	
改正時期	時期		条文	備考
現行		第37条の2	厚生大臣ハ健康保険組合ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ第二十三条各項ノ事業ヲ為スコトヲ命ズルコトヲ得。	
制定当初	大正11年～昭和17年		条文なし	
第2次改正	昭和17年～昭和23年	第37条の2	主務大臣ハ健康保険組合ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ第二十三条ノ施設ヲ為スコトヲ命ジ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ命ズルコトヲ得。	新たに本条追加 戦時下人口政策の一つとして疾病予防・健康増進活動を進めるため法第二十三条の改正がなされるとともに、創設された
第11次改正	昭和23年		厚生大臣ハ健康保険組合ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ第二十三条ノ施設ヲ為スコトヲ命ジ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ命ズルコトヲ得。	「主務大臣」→「厚生大臣」

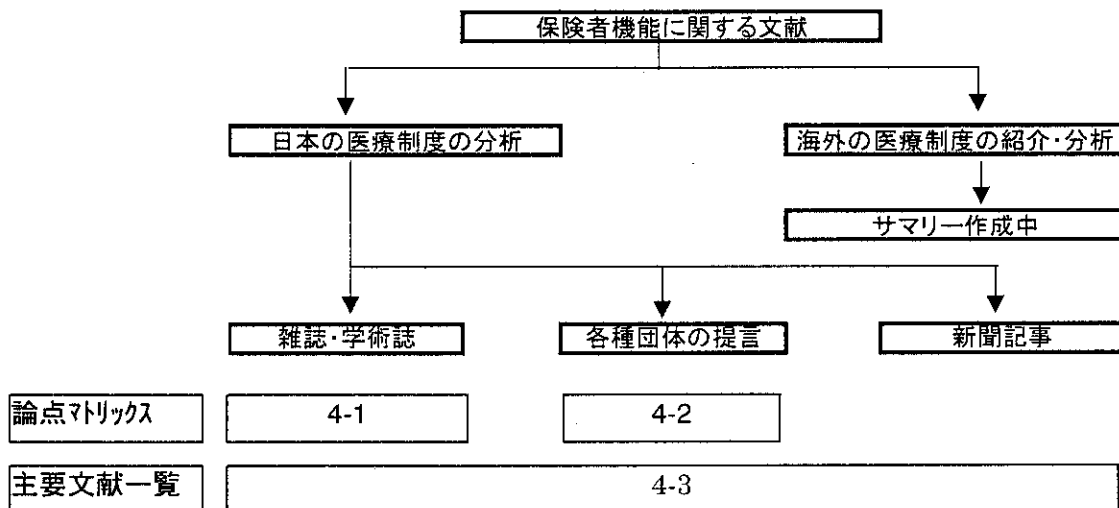
(国保)

法令 関係	国民健康保険法 立法府および行政庁	大項目 小項目	行政による一般監督	
改正時期	時期		条文	備考
現行		第108条 その2 その3	厚生大臣又は都道府県知事は、保険者または連合会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実施にその状況を検査させることができる。 前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
制定当初	昭和13年～昭和23年	第43条	主務大臣オヨビ地方長官ハ組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人マタハ組合連合会ニ対シ其ノ事業及ビ財産ニ関シ報告ヲ為サシメ、其ノ状況ヲ検査シ、規約ノ変更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ処分ヲ為スコトヲ得。	
第3次改正	昭和23年～昭和33年	第43条	厚生大臣又ハ都道府県知事ハ保険者マタハ連合会ニ対シ其ノ事業及ビ財産ニ関シ報告ヲ為サシメ、其ノ状況ヲ検査シ、条例規約又ハ規程ノ変更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ処分ヲ為スコトヲ得。 前項ノ規程ニ依リ普通国民保険組合若シクハ国民健康保険ヲ行フ社団法人ニ対シ報告ヲ為サシメ若ハ命令又ハ処分ヲサントスルトキハ関係市町村ヲ經由スベシ。	多くの組合の事業運営が困難となり、市町村公営の原則の確立等の改正が行われた。

## 保険者機能文献調査の方法について

保険者機能の文献調査の方法は次のとおり。

1. 文献を日本の医療制度に関するものと海外の医療制度に関するものの2種類に分類した。
2. 媒体を雑誌・学術誌、各種団体提言、新聞記事の3種類とした。
3. 調査期間は原則として1997年から1999年までとする。
4. 各メディアについて検索キーワードを保険、保険者、保険者機能、マネジドケアとする。
5. 収集された文献について各媒体ごとにサマリーと論点マトリックスを作成する。



注：

1. 本文献調査は今後も継続して行わなければならないという点で暫定的なものである。
2. 日本の医療制度に関する文献のうち、法学系の論文については現在収集・整理中である。

論点マトリックス (論文)

大項目	小項目	経済団体連合会	医務保険審議会	民主党	社会民主党国民生活部会	経済同友会	財政構造改革会議	日本経営者団体連合会	日本労働組合総連合会	社会民主党	新進党	自衛隊医療制度改革協議会	日本経営者団体連盟	経済団体連合会	生命保険協会	社会保険制度審議会	健康保険組合連合会	経済同友会	医務保険審議会		
保険者機能	被保険者への情報提供	●	●	●									●		●		●				
	医療機関の価値、診療内容の審査		●	●		●									●			●			
	保険医、医療機関の指定への関与		●																		
	保険医、医療機関との選択的契約 (診療報酬交渉等も含む)	●			●			●				●								●	
	レセプト審査、情報分析力強化	●									●		●							●	
	医療オンプズマン制度導入													●						●	
	医療機関及び患者への調査権付与																				
	被保険者への啓発活動、予防、健康増進活動																				●
	被保険者委任による代理交渉権																				●
	保険者組織の適正化、再編成			●																	●
	保険者の事業効率化、合理化、共同事業によるノウハウ共有			●																	●
	規制緩和、罰則 (情報開示、保険者の自主性確保)	●																			●
	診療所、病院の役割分担明確化、ネットワーク化	●																			●
	混合診療の実施	●																			
	保険者間の競争原理導入						●														
レセプトの標準化、電子化、コンピュータネットワーク化																					
情報伝達ルートの確保と医学知識の教育																					
診療報酬の請求・審査・支払制度改善																					
医療の標準化、マニュアル化																					
第三者のエージェンツ介入																					
被保険者等のICカード化等情報化推進																					



## 論点マトリックス（論文）

論文		
タイトル	筆者	掲載年
「保険者機能の強化」に関する論考① 「保険者機能強化」の主張を改めて点検する	中山 正次	1999年1月
「保険者機能の強化」に関する論考② 保険者には合理的財政と合理的運営の責任が	中山 正次	1999年2月
「保険者機能の強化」に関する論考③ 保険者機能強化という「自由な診療契約」の国民皆保険との相性	中山 正次	1999年3月
患者主体の医療改革 21世紀医療への提言	日経メディカル編集部	1999年1月
医療における市場原理と計画原理の相互補完性	遠藤 久夫	1998年8巻2号
マネジドケアの現状と日本への適用可能性	亀田 俊忠	1998年10月
保険者機能とマネジドケア	新開 保彦	1998年10月
増える一方の保険者からの再審査請求 患者への返戻レセプト開示 で対抗	富麻 あづさ	1998年5月
問われる保険者の役割 －健保組合民営化を主張する住友生命総研の言い分－	月刊けんぼ編集部	1998年8月
保険者機能の強化とはなにか	月刊けんぼ編集部	1998年8月
社会保険の意義と保険者の役割（上）	一圓 光彌	1997年8月
社会保険の意義と保険者の役割（中）	一圓 光彌	1997年9月
社会保険の意義と保険者の役割（下）	一圓 光彌	1997年10月
医療保険制度における法主体論－保険者機能を中心に－	加藤 智章	1998年3月
保険者が病医院を選ぶ時代到来か －制度改革の注目項目「保険者機能の強化」とは－	橋本 佳子	1997年5月
医療保険改革の方向① 成熟化社会の医療保険制度-長期的視野に立って-	広井 良典	1997年1月
被用者保険制度の見直し4項目を検証する	月刊けんぼ編集部	1997年1月
健保組合の機能強化実現への道とは？	月刊けんぼ編集部	1997年6月
保険者の機能強化にレセプト調査権など具対策を	月刊けんぼ編集部	1997年11月
医療保険抜本改革への道	月刊けんぼ編集部	1997年11月
保険者の役割の再検討	南部 鶴彦	1997年1月1日
医療保険改革の方向② 審議会建議にみる制度改革の理念と方向	三井 速雄	1997年2月
社会保障と市場メカニズム	宮澤 健一	1997年10月

## 論点マトリックス（論文）

提言		
タイトル	提言主体	掲載年
国民から信頼が得られる医療保険制度の再構築	経済団体連合会	1996年11月19日
今後の医療保険制度のあり方と平成9年改正について	医療保険審議会	1996年11月27日
21世紀に向けた医療制度および医療保険制度改革の基本的方向	民主党	1997年3月12日
医療改革の優先課題－患者本位の医療－素案	社会民主党国民生活部会	1997年3月22日
安心して生活できる社会を求めて～社会保障改革の基本的考え方～	経済同友会	1997年4月
財政構造改革会議歳出削減策 最終報告書	財政構造改革会議	1997年6月3日
高齢者医療を中心とした医療制度改革についての提言	日本経営者団体連合会	1997年8月8日
医療制度改革のトータルビジョン／97～98政策・制度要求と提言	日本労働組合総連合	1997年8月25日 ／1997年6月5日
高齢者医療制度創設について	社会民主党	1997年8月27日
新進党医療制度構造改革案	新進党	1993年8月27日
二十一世紀の国民医療費	与党医療保険制度改革協議会	1997年8月29日
「市場原理の導入による医療の質の向上を目指して」	生命保険協会	1998年6月
病院経営参入規制の規制緩和についての基本的考え	日本経営者団体連盟	1998年8月
経済再生に向け規制緩和の推進と透明な行政運営体制の確立を求める	経済団体連合会	1998年10月20日
「社会経済環境の変化と社会保障のあり方」シンポジウム	社会保障制度審議会	1998年11月
21世紀の国民の健康と医療の確保を目指して～医療保険制度構造改革への提言～	健康保険組合連合会	1999年2月
日本再生への戦略（答申）	経済戦略会議	1999年2月26日
診療報酬体系の見直しに関する議論の整理	医療保険福祉審議会	1999年3月1日

## 論点マトリックス（論文）

新聞記事		
タイトル	掲載紙	掲載年月日
老人保健拠出金一部支払い拒否、サンリオ健保の反乱注目——請求額4割増。	日経産業新聞	1999年5月26日
政管健保の診療報酬明細書チェック体制を強化	日本経済新聞	1999年3月16日
健保向け新サービス続々、請求過大な病院指摘、財政再建へコンサル。	日経産業新聞	1999年2月17日
日本リロケーション、保養所の運営代行——まず出版社と契約。	日経産業新聞	1999年1月1日
松下、健保を抜本"治療"、財政健全化へ中期計画——自前で老健施設。	日経産業新聞	1998年12月8日
健保、社員の家族を健康指導、老人医療費抑制に一役——阪急バス方式追跡。	日経産業新聞	1998年11月12日
日立健保の挑戦、自前で老健施設、社員の家族世話——病院よりも「低コスト」。	日経産業新聞	1998年10月28日
クラブウ流健康な健保、医療費抑制の秘けつは——料率アップにはもう頼れない。	日経産業新聞	1998年10月20日
米シグナ、日本で管理医療事業 企業の健保組合と契約	日本経済新聞	1998年7月31日
全国で3番目、ブラザー健保が老人保健施設。	日経産業新聞	1998年7月7日
最前線ベンチャービジネス（151）高齢者ら訪問し健康診断——企業健保の負担減。	日経産業新聞	1998年3月25日
看護体制・入院環境、イントラネットで提供、健保連大阪連合会、近畿圏で20日から。	日経産業新聞	1998年3月13日
国民健保、医療費通知書「親切」に、総務庁要請	日本経済新聞	1998年2月27日
レセプト点検で支援ソフト発売、クラヤ薬品、パソコン用。	日経産業新聞	1998年1月16日
富士通健保、支出抑制へシステム刷新——経営的発想を盛り込む。	日経産業新聞	1998年1月7日
"病気の予防"に健保組合動く——富士電機・健康施設、クラブウ・レセプト点検。	日経産業新聞	1997年12月18日
キヤノン、全社健康管理システム、年内に電子カルテを導入——健保財政を健全化。	日経産業新聞	1997年12月11日
学生援護会健保、健康診断料を値引き交渉——施設の共同設置も検討。	日経産業新聞	1997年11月26日
社員の健康増進で健保財政を健全に——日立、寝たきり防ぐ講座、富士通、禁煙や分煙。	日経産業新聞	1997年11月10日
情報システム各社、健保向け受注に力——データ分析機能強化、医療費の抑制に的。	日経産業新聞	1997年11月2日
医療費 過剰請求3222億円	日本経済新聞	1997年10月22日
健保過剰請求調べ病院を「選別」	日本経済新聞	1997年10月18日
学生援護会健保組合、レセプト開示を積極支援——加入者と無駄な医療点検。	日経産業新聞	1997年10月8日
栃木・宇都宮市、来月から、国民健康保険などの診療報酬明細書開示	日本経済新聞	1997年8月22日
健康福祉に新顔V B（7）医療電話サービス——親身な対応好評、健保組合も加入。	日経産業新聞	1997年8月20日
健保組合、保健事業費を縮小、健保連まとめの昨年度決算見込み——財政悪化背景に。	日経産業新聞	1997年8月18日
第3部医療費節約ビジネス（5）健保向け、赤字削減狙う（医療の値段）終	日経産業新聞	1997年8月8日
東京都設計事務所健保、重点施策を生活改善に——健康休暇や巡回指導強化。	日経産業新聞	1997年7月13日
はびこる非常識（5）レセプト開示に光——医師に無言の圧力（医療の値段）	日経産業新聞	1997年4月21日
日生協健保、97年度中、医療費支出抑制へ情報活用策を検討。	日経産業新聞	1997年2月14日